

知っていますか？

マイナンバー

社会保障・税番号制度 が始まります

マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、住民票をお持ちの方に1人1つのマイナンバー（個人番号）を付けることで、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同一の方の情報であることを確認するために導入される制度です。

マイナンバーの使い方

国の行政機関や地方公共団体などで、年金や雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きといった、法律に定められた事務に限り利用されます。

(例)

・児童手当の現況届を提出するときにマイナンバーを提示。

・厚生年金を受け取る手続きでマイナンバーを年金事務所に提示。

・勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載。



▶マイナンバー
広報キャラクター
「マイナちゃん」

>> 導入のメリットはあるの？

次の3つの効果が期待されています。

①面倒な手続きが簡単に

(市民の利便性の向上)

本人確認や所得などの情報の確認がしやすくなるため、証明書などの交付申請時に必要となる身分証明書や課税証明書などの添付資料の省略や簡素化ができるようになり、申請時の負担が軽減されます。

②給付金等の不正受給の防止

(公平・公正な社会の実現)

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

③手続きが正確で早くなる (行政の効率化)

国の行政機関や地方公共団体などで、複数の業務の間での連携が進むことで、作業の重複が減り、情報の照合などに要している時間が短縮されます。

▶問い合わせ

全国共通ナビダイヤル (☎0570-20-0178)
平日 9:30~17:30 (祝日・年末年始を除く)
または企画調整グループ (☎⑧5109)

▶『社会保障・税番号制度』

ホームページ

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

▼QRコード



>> いつから始まるの？

平成27年10月に、皆さんにマイナンバーをお知らせする通知カードが配布されます。その後、平成28年1月から、マイナンバーの利用と個人番号カードの交付が開始されます。

>> 通知カードとは何ですか？

皆さんにマイナンバーを通知するためのカードです。券面には氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と、マイナンバーが記載されています。

通知カードは住民票を有する全ての方に送られますが、身分証明書として利用することはできません。

>> 個人番号カードとは何ですか？

個人番号カードは、券面に基本4情報、マイナンバー、本人写真などが記載されます。

また、ICチップが搭載されていて、この中に電子申請のための電子証明書が記録されています。

通知カードが送付された後に、顔写真とともに市に申請することで、平成28年1月以降に交付を受けることができます。

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの各種電子申請を行うことができます。

なお、個人番号カードの取得は任意となります。

